

新潟市バス運転士家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市内で路線バス、区バス、住民バス（以下「路線バス等」という。）の運行を営む事業者のバス運転士の人材確保支援として、新たに路線バス等の運転士として就業した者に対して家賃の費用の一部を補助することで、バス運転士人材の確保及び定着支援を図ることを目的として、予算の範囲内で新潟市バス運転士家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者：道路運送法（昭和26年法律第183号。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う事業者をいう。
- (2) 賃貸住宅：申請者が自己の居住の用に供するために、申請者本人名義で住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した新潟市内の住宅であり、当該家賃の支払いについて自己負担のあるものをいう。ただし、公的賃貸住宅、社宅、事業者が用意する寮、申請者の配偶者又は3親等以内の親族が所有する住宅を除く。
- (3) 家賃：賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、敷金、礼金、更新料、駐車場使用料その他の居住以外の費用は除く。
- (4) 住宅手当：賃貸住宅に関する全ての手当等の月額をいう。
- (5) 大型第二種運転免許：道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第4項に規定する運転免許をいう。
- (6) 特例教習：道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第34条第5項、第7項に規定する教習をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、乗合バス事業者（新潟市内で路線バス等を行っている事業者で、かつ、大型第二種運転免許を必要とする車両を用いて運行している事業者に限る。）の従業員で次のいずれにも該当する者とする。ただし、第2号から第5号までの規定は、初年度の補助金の交付決定を受けた者が次年度以降に補助金の交付を受ける場合には、適用しない。

- (1) 路線バス等の運転士として、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している者で、次のいずれかに該当するもの。
 - ア バス運転士の求人に応募し、当該求人企業に就業した者。
 - イ 特例教習を修了し、市長が別に定める期間内に大型第二種運転免許の交付を受けて、かつ、就業した者。
- (2) 新たにバス運転士として就業（転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること）を開始する日から過去5年以内において、新潟市内で運

行を営む乗合バス事業者に就業したことがない者。ただし、前号イに該当する者は、この限りではない。

- (3) 初年度の補助金申請時において、大型第二種運転免許の交付を受け、かつ55歳未満である者。
- (4) 初年度の補助金申請日から5年以上、就業先に継続して勤務する意志を有していること。
- (5) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

- (1) 就業者からみて3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている企業への就業である場合。
- (2) 賃貸住宅に居住していない者。
- (3) 住民票が新潟市外の者。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けている者。
- (6) 家賃及び市税等（税金及び各種資金の返還金等）を滞納している者。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、家賃から住宅手当を控除した額の4分の3（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、月額で3万9,000円を上限とする。

2 対象となる賃貸住宅は1月につき、1戸のみとする。

（補助金の交付期間）

第5条 この補助金は、初年度の補助金の交付決定した日の属する年度の4月（当該年度の途中で雇用された者にあつては、補助対象要件を満たして以降、最初の家賃の支払いをした日の属する月）から5年間又は第3条に規定する補助対象者の要件に該当しなくなった日の属する月のいずれか早い月までとする。

（対象月）

第6条 補助金の交付対象となる月は、補助金の交付期間のうち、次に掲げる月を除く月とする。

- (1) 勤務先が定めた出勤回数に対し、半数以上を出勤しなかった月
- (2) 家賃の支払いがなかった月

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、バス運転士家賃補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 就業先企業等の就業証明書（別記様式第2号）
- (2) 申請者名義で契約している賃貸借契約書の写し
- (3) 住民票の写し
- (4) 運転免許証の写し
- (5) 新潟市制度用の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 初年度の交付申請の期限は、就業を開始した日から6ヶ月以内とし、市長が指定する期日までに行うものとする。

3 次年度以降の交付申請は、当該年度の4月1日から30日以内に市長へ提出しなければならない。なお、申請に必要な書類は同条第1項に規定する書類を提出する。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額について決定し、バス運転士家賃補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1号においてはバス運転士家賃補助金変更承認申請書（別記様式第4号）、第2号においてはバス運転士家賃補助金中止承認申請書（別記様式第5号）を、あらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容に変更が生じたとき。
- (2) 補助事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、前項第1号においてはバス運転士家賃補助金変更承認通知書（別記様式第6号）を、前項第2号においてはバス運転士家賃補助金中止承認通知書（別記様式第7号）をもって、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び額の確定）

第10条 交付決定者は、市長が指定する期日までに、バス運転士家賃補助金実績報告兼請求書（別記様式第8号）に家賃の支払い証拠書類、振込先が確認できる預金通帳の写しを添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適性であると認めるときは、補助金の額の確定を行い、バス運転士家賃補助金確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、交付決定者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の

決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等の理由によりやむを得ない事情があるものとして本市が認めた場合はこの限りではない。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
 - (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
 - (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。
- (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年8月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(適用期間)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第8条による交付決定者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。